

平成十六年度

第七十四回

東京都港湾審議会議事録

日時 平成十七年二月二十四日（木曜日）
於 東京都庁第一本庁舎三十一階特別会議室二十七

次第

- 一 開 会
- 二 報告事項
(一) 第二十四回港湾環境整備負担金部会の報告
- 三 諮問事項
(一) 東京港湾計画の輕易な変更
(二) 海上公園の新たな管理主体について
(三) 東京都海上公園計画の一部変更
(四) 中央防波堤内側海の森（仮称）構想について
- 四 答 申
- 五 東京都港湾局長挨拶
- 六 閉 会

出席者

学識経験を有する者

(社)経済同友会副代表幹事・専務理事

三菱鉱石輸送(株)専務取締役

(社)日本港湾協会理事

富士常葉大学環境防災学部教授

千葉大学園芸学部教授

東京農工大学大学院農学部教授

青山学院大学経営学部教授

江戸川大学社会学部教授

政策研究大学院大学教授

前・(財)東京動物園協会常任理事

港湾・海上公園利用者

(社)東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京湾海難防止協会東京支部長

東京港湾労働組合協議会副議長

全日本海員組合関東東地方支部長

東京都釣魚連合会会長

都民公募

都民公募

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

港区長

江東区長

品川区長

大田区長

江戸川区長

出席者

渡邊 正太郎

上東野 治男

川嶋 康宏

重川 希志依

田代 順孝

福嶋 司

三村 優美子

惠 小百合

森地 茂（欠席）

山田 元一

鶴岡 元秀

田川 英明

三澤 豊（代理）

村田 貴

都澤 秀征（欠席）

中本 槇夫（欠席）

吉田 米豊（欠席）

岩瀬 俊介

山本 順子（欠席）

矢田 美英（代理）

武井 雅昭（欠席）

室橋 昭（欠席）

高橋 久二（欠席）

西野 善雄

多田 正見（欠席）

計画調整担当部長
企画課長

滝野義和
浜佳葉子

東京都議会議員

東京都議会議員	立石晴康(欠席)
東京都議会議員	大山均
東京都議会議員	川島忠一
東京都議会議員	柿沢未途
東京都議会議員	木内良明
東京都議会議員	丸茂勇夫
東京都議会議員	大西由紀子

関係行政機関の職員

東京税関長	藤原啓司(代理)
関東地方整備局長	渡辺和足(代理)
関東運輸局次長	藤田武彦
東京海上保安部長	佐藤清志
警視庁交通部長	関根榮治(代理)

臨時(海の森(仮称)検討部会)委員

(社)経済同友会常務理事	安生徹
(社)日本環境教育フォーラム専務理事	岡島成行(欠席)
明治大学農学部教授	輿水肇(欠席)
特定非営利活動法人NPO birth事務局長	佐藤留美
前・(財)日本野鳥の会自然アカデミー担当	下重喜代(欠席)
日本大学理工学部教授	横内憲久

東京都職員

港湾局長	成田浩
技監	樋口和行
総務部長	斉藤一美
港湾経営部長	片岡貞行
臨海開発部長	鈴木雅久
港湾整備部長	田中亨
離島港湾部長	萩原豊吉

開 会 （午後一時三十一分）

○浜企画課長 お待たせいたしました。定刻でございますので、まだお着きになっていない方もいらっしゃいますが、ただいまから第七十四回東京都港湾審議会を開会させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。ただいま海の森検討部会の委員様、それから代理出席の方も含めまして、全部で二十九名の委員の皆様にご出席いただいております。定足数を超えておりますので、お知らせ申し上げます。なお、吉田委員におかれましてはご出席いただける予定でお席を用意してございましたが、急遽ご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、本日お手元にご用意しております資料につきましてご説明をさせていただきます。

まず、会議次第と、その次につづっておりますが、本日の会の各審議事項についての諮問書の写しでございます。諮問書のつづりのうち、四枚目の海の森構想につきましては、平成十五年十一月に諮問いたしました際の諮問書の写しになっておりますが、これを本日ご参考までに改めてお配りしております。

続きまして、資料1が港湾環境整備負担金部会の報告の資料でございます。

資料2以降が本日の諮問事項に関する資料でございます。資料2が東京港湾計画の軽易な変更（案）、資料2-2が資料編、資料2-3が説明資料でございます。

続きまして、資料3が海上公園の新たな管理主体についての資料でございます。

資料4は海上公園計画の一部変更に関する資料でございます。資料5が、本日の一番大きな議題でございます中央防波堤内側の海の森構想の答申（案）の概要でございます。

資料5-2が、その構想の概要の説明図で、A3のカラー刷りのものをご用意しております。

資料5-3が中央防波堤内側の海の森構想（案）の本文の冊子で、やや分厚いものになっております。

なお、海の森の名称でございますが、前回の審議会同様まだ海の森という名称自体は仮称でございますが、本日この席でのご説明のときには「（仮称）」という言葉は省略させていただきますと思いますので、どうぞよろしく願います。

このほか、お席には本日の会議の委員名簿と本日の座席表をお配りしております。

なお、今日の審議会は公開とさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

それでは渡邊会長、会議の進行をどうぞよろしく願います。

○渡邊会長 会長の渡邊でございます。どうぞよろしく。座つてやらせていただきます。

本日の審議会は十四時四十分の終了を目標に会議を進めてまいりますので、皆様方、ご協力をお願い申し上げます。

報 告 事 項

（一）第二十四回港湾環境整備負担金部会の報告

○渡邊会長 まず初めに、第二十四回港湾環境整備負担金部会の決議事項につきまして、川嶋部会長にご報告をお願い申し上げます。

○川嶋委員 港湾環境整備負担金部会長の仰せついております川嶋でございます。平成十六年度第二十四回港湾環境整備負担金部会の審議結果についてご報告を申し上げます。

平成十六年十一月二十四日に港湾環境整備負担金にかかわります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に諮問がございました。お手元の資料1、港湾環境整備負担金部会の報告をご覧くださいと思います。

一ページをご覧くださいと思いますが、一ページが諮問書でございます。

次に、二ページをご覧くださいと思います。負担対象工事の指定についての諮問内容でございます。平成十六年度の負担対象工事は、平成十五年度に実施した工事でございます。工事内容及び負担金にかかわります からの各項目につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例に基づきまして、部会終了後、平成十六年十二月十三日に告示をしております。

最後に、三ページをご覧くださいと思います。三ページは答申書でございます。部会におきまして慎重に審議を行いました結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づきまして、原案を適当とする旨、答申いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○渡邊会長 ご報告ありがとうございます。港湾環境整備負担金につきましては、東京都港湾審議会条例の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とするということになっておりますので、以上ご報告をご了承お願い申し上げます。

諮 問 事 項

(一) 東京港港湾計画の軽易な変更

○渡邊会長 では次に、諮問事項の審議に入らせていただきます。まず、港湾計画の軽易な変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○田中港湾整備部長 港湾整備部長の田中でございます。それは諮問事項(一)東京港港湾計画の軽易な変更につきまして、ご説明させていただきます。

港湾計画の軽易な変更と申しますのは、港湾法の定めによりまして、本地方審議会での審議により計画を定めるものでございまして、国の交通政策審議会の審議を要しない変更案件でございます。

諮問いたします変更内容につきましては、お手元の資料2、3、東京港港湾計画の軽易な変更(案)説明資料により概要を説明させていただきます。

大変恐縮でございますが、これから先、着席して説明させていただきます。

資料2、3の二ページをお開き願います。今回の変更は二つの内容になっております。一点目は、十号地その一におきます土地利用計画の変更及び公共ふ頭計画の追加等に関するものでございます。二点目は、大井ふ頭その一におきます小型船だまり計画の追加に関するものでございます。

二ページをごらんください。変更箇所的位置図でございます。今回の変更箇所を赤色で表示しております。ご参照いただければと存じます。

それでは個別の変更内容の説明に入らせていただきます。

三ページをお開きください。本件は十号地その一での広域防災拠点の整備に伴います、土地利用計画の変更及び耐震強化岸壁等の追加計画に関するものでございます。下段の図に示しますように、本地区は臨海副都心の有明南地区に位置し、国際展示場ビッグサイトに隣接した場所でございます。現在、有明の丘におきましては、首都圏の基幹的広域防災拠点として、国と東京都が連携いたしまして、広域防災公園の整備を進めております。

今回の変更は、この防災公園の計画に整合するよう、土地利用計画をその他緑地に変更するものでございます。また、晴海ふ頭に計画してありました耐震強化岸壁を、有明の丘に近接いたします、図面に示す箇所に変更いたします。これは首都直下地震等の切迫性が指摘される中で、有事におきます海上からの緊急物資の輸送が重要となっており、地震に強い岸壁を早期に整備していくための変更でございます。

また、新設いたします岸壁の背後は、地震災害時の緊急物資の輸送等に必要なオープンスペースとして活用するため、土地の造成を行うものでございます。この岸壁は、平常時には国際展示場の催し物と連携したイベント船の係留、あるいは離島航路を結ぶ旅客船の係留など、多目的な利用を図る公共ふ頭として計画するものでございます。

位置、規模等の変更内容は資料にお示したとおりでございます。

次に四ページをお開き願います。本件は大井ふ頭その一に小型船たまりを新規に計画するものでございます。

港湾局では、港内に浮遊する発泡スチロールや木片などを清掃船により除去いたしまして、東京港での船舶の航行安全や水質の保全を図っております。現在、こうした清掃船の係留施設

を晴海の朝潮ふ頭に設けておりますが、この場所で再開発事業が実施されることになったため、係留施設の移転が必要となりました。そのため、このたび移転先として大井ふ頭その一地区に清掃船を収容する小型船たまりを計画するとともに、必要な土地利用計画の変更を行うものでございます。

位置、規模等の変更内容は資料にお示したとおりでございます。

以上で変更内容の説明を終わらせていただきます。

○渡邊会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等をお伺いしたいと思っております。いかがでございますか。

○丸茂委員 港湾計画の軽易な変更で、大井ふ頭その一の関連で土地利用の計画をふ頭用地に変更すると、これは関係区なり、関係事業者の了解なり、その辺はどういう状況になっているのか、ちよつと確認のために聞かせてください。

○渡邊会長 それじゃ、事務局

○田中港湾整備部長 お答えいたします。地元関係区並びに関係機関等に意見照会し、事前のご了解をいただいております。

○渡邊会長 それでは、ほかにご意見、ございませんか。

それではご意見がないようなので、お諮り申したいと思えます。

ただいまの港湾計画の軽易な変更につきましては原案を適当と認めることといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊会長 ありがとうございます。それでは原案を適当と認め、答申いたします。

(二) 海上公園の新たな管理主体について

○渡邊会長 次の諮問事項に移らせていただきます。海上公園の新たな管理主体につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

○鈴木臨海開発部長 臨海開発部長の鈴木でございます。諮問事項(二)海上公園の新たな管理主体につきまして、ご説明を申し上げます。

資料3をお開きいただきたいと思います。

初めに背景でございますが、平成十四年二月の海上公園審議会におきまして、今後の海上公園のあり方につきましてご答申をいただきました。その中におきまして、「一部の公園は、実態として駅前広場や近隣公園のようになっています。今後、ふさわしい管理主体を検討すべきです」とのご指摘をいただきました。これを踏まえまして、今日まで海上公園の機能、規模、利用実態などの観点から検討を進めてきたところでございます。本日はその基本的考え方とそれに基づく基準をご審議いただくものでございます。

まず、基本的な考え方でございますが、東京港内の埋立地は、開発整備、処分の進展や、交通網の整備などによりまして、市街化が進んでおります。その結果、一部の公園につきましては、その利用が結果として近隣の住民の方々に限定されていたり、また、区の施設が設置されているような状況もございます。こうした公園につきましては、住民サービスのさらなる向上の観点から、住民に身近な地元区の管理が望ましいのではないかと考えております。

このため資料の中ほどから下段にかけまして、基準(案)をお示ししてまいります。基準と記載してまいりますがいれば

目安とお考えいただければと思います。これらの基準(案)に基づきまして、地元区に管理をお願いすることが適当な公園につきましては、引き続き公園としてご利用いただくことを前提に、今後、関係の区と協議を進めてまいりたいと考えております。

基準(案)の内容でございますが、基準一といたしまして、おおむね十ヘクタール未満の海上公園でございます。これは昭和五十年に行われました都区制度改革におきまして、十ヘクタール未満の都市公園を対象に、東京都より特別区へ公園移管がなされたことを踏まえての基準でございます。

次に基準二といたしまして、湾岸道路より内陸側で住宅地に隣接しており、市街地化された地域の公園でございます。これは第七次改訂港湾計画基本方針におきまして、湾岸道路のおおむね陸側の地域については原則として、業務、商業、居住機能など、都市的な土地利用に転換することとしており、これを受けたものでございます。

次に基準三といたしまして、湾岸道路の海側であっても近隣居住者等の利用が主体となっている、あるいは現行の公園内に区の施設が設置されている、また、隣接する公園や駅前広場などの公共施設と一体的な管理が望ましい公園につきまして、基準としたものでございます。

本日ご審議いただき、ご答申をいただければ、こうした基準をもとに、関係する地元区と今後十二分に協議をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○渡邊会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして皆様方から意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。

それがございませんか。お諮りをした

いと思います。

ただいま説明のありました海上公園の新たな管理主体につきましては、原案を適当と認めることとしたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊会長　ありがとうございます。それでは原案を適当と認める旨、答申いたします。

（三）東京都海上公園計画の一部変更

○渡邊会長　それでは、次の諮問事項であります海上公園計画の一部変更につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。鈴木臨海開発部長　それでは、諮問事項（三）海上公園計画の一部変更について、ご説明申し上げます。

資料4をお開きいただきたいと思います。

一 ページ目は諮問案件の位置図でございます。今回の海上公園計画の変更につきましては、中央区及び江東区にまたがる春海橋公園の規模及び位置の変更でございます。

資料4の二ページ目をご覧ください。春海橋公園は、隅田川下流にかかります春海橋を挟み、晴海通り沿いに带状に設けられております。面積は〇・九ヘクタールで、種別はふ頭公園でございます。所在地は中央区晴海二丁目及び江東区豊洲二丁目となっております。

このうち江東区側では、豊洲二丁目土地区画整理事業によりまして、水際にプロムナードを設けることが計画されており、区画整理事業区域内の既存都有地一万六千八百九十四平方メートルと春海橋公園千三百五平方メートルとを護岸沿いに換地をして海上公園とするもので、現春海橋公園の位置及び面積につ

きまして計画変更を行うものでございます。

さらにこれにあわせて、同海上公園計画区域から南側の道路補助三百十五号線へ接続をし、動線の確保、電気、水道等の供給施設の引き込みを図るため、豊洲土地区画整理事業による公園二千平方メートルを春海橋公園と一体化するものでございます。

これらによりまして、春海橋公園の計画面積を現況〇・九ヘクタールに二・四ヘクタールを加えまして三・三ヘクタールに変更するものでございます。

位置は図面にお示しましたように変わりますが、所在地の変更はございません。また、主な公園施設等につきましても変更はございません。

なお、図面では今回の追加区域が二カ所に分かれておりますが、この間には旧造船所のドックを利用した商業施設が設けられる予定でございます。ここにも水辺のプロムナードが配置され、二カ所に分かれた海上公園をつなぐような形で一体的な利用がなされるよう計画されております。

この公園の整備の時期でございますが、現在水際に新たな護岸を整備中でございます。その護岸工事が完了してから公園工事を行うことになります。

南側の区域につきましては、ドック周辺の商業施設が平成十八年度に開業する予定でございますので、それに合わせるよう平成十八年度上半期に整備をする予定でございます。

また北側の区域につきましては、隣接地に計画されております住宅棟の完成が平成十九年度末の予定でございますので、それに合わせて平成十九年度に整備をする予定でございます。

資料4の三ページをお開きいただきたいと思います。この総括表は海上公園の全体計画をお示しておりますが、春海橋公園の計画変更によりまして海上公園全体では、箇所数は同じ四

十六カ所、八百九十二・七ヘクタールとなります。

以上で海上公園計画の一部変更につきまして、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡邊会長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでございますか。

○恵委員　ドックの部分が平成十八年秋に開業ということで、商業系の施設と承りましたが、こちらに関しては公園部分からのかわりといいますが、全くそれは民間と考えてよろしいのでしょうか。公共的な関与はなく、ただ一体的に協力して開発するという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木臨海開発部長　開発の主体は民間でございますが、南北に海上公園が配置されておりますので、いわばこれとの一体的な状況を呈するよう、私どもも十分協議をさせていただいておるところでございます。

○渡邊会長　よろしくついでにお願いします。

○恵委員　はい。

○渡邊会長　それじゃ、どうぞ。

○柿沢委員　意見ということでお聞きいただければと思うんですが、けれども、この際、春海橋公園という名称なんですけれども、あたかも橋の附属物であるかのような公園名になっておりまして、この後、追加をされた区域を考えると、まさに豊洲地区のランドマークになるような再開発エリアのさらに海側の、東京の中でもほんとうに指折りの眺望を誇るような場所に春海橋公園が広がることになるわけでございます。この春海橋公園という名前で果たしていいんだろつかという印象をばつと見て思ったわけでございます。

海上公園の名称を決める、あるいは変更するということについてどのような手続きを要するのかわかりませんけれども、や

はり豊洲、あるいは勝どき、晴海という一体のエリアの中で、ひとつ大きなシンボルになるような名称変更というのを考えてもいいのではないかなという印象を持ちましたので、あえて意見としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○渡邊会長　ただいまの意見に何かコメントは、事務局、ございますか。

○鈴木臨海開発部長　現在当該公園区域の関係では、中央区の晴海地区の再開発、あるいは区画整理事業が計画されております。これらの計画も踏まえまして、そういったご意見がありましたことにつきましては、事務局として受けとめさせていただきたいと思えます。

○渡邊会長　それじゃ、よろしくひとつ。

○柿沢委員　もう一つあります。

○渡邊会長　どうぞ。

○柿沢委員　正式名が変わらなくても、例えば愛称をつけるなり、そういったことを含めて工夫、ご検討をいただければということ。

○渡邊会長　確かに名称というのは非常に重要で、わかりやすいシンボルということがまた都民から愛される理由になりますので、ひとつその意見を参考にさせていただきたいと思えます。

ほかにご意見、ございませんか。

それではご意見がないようですので、お諮りしたいと思えます。

海上公園計画の一部変更につきましては、原案を適当と認めることとしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊会長　ありがとうございます。それでは原案を適当と認

める旨、答申いたします。

(四) 中央防波堤内側

海の森(仮称)構想について

。渡邊会長 続きまして、本日最後の議題であります中央防波堤内側の森構想につきまして、審議いたしたいと思えます。

本件につきましては、昨年十一月海の森検討部会から当審議会に既に中間報告がなされ、委員の皆様から多数のご意見をいただいたところでございます。このほどそれを踏まえまして最終報告がまとまりましたので、福島部会長にご報告をお願いしたいと存じます。よろしくどうぞお願いいたします。

。福島委員 海の森(仮称)検討部会の福島でございます。中央防波堤内側(仮称)海の森構想(案)を取りまとめましたので、これからご報告させていただきたいと思えます。では座って失礼いたします。

昨年十一月にこの審議会で中間まとめを報告いたしました。いろいろなご意見をいただきました。また中間のまとめを公表し、広く意見を求めましたところ、二百四十九名の方からご意見をいただきました。

寄せられたご意見の中には、現在の都の財政状況を考えるともつとほかに優先することがあるのではないかといった意見や、自然再生を目指すのなら、手を加えずに現状のまま放置したほうがいいのではないかとのご意見もございました。

構想そのものに否定的なご意見としましては、大変少なく、二百四十九件のうち八件でございました。

そのほかは、夢のある構想に期待しているといったご意見あるいは海の森づくりに参加したいというご要望、構想を進め

る上でのご提案など、構想の考え方に賛同するご意見が二百四十九件中二百四十一件と大変多くございました。この案を非常に評価していただいたと、そのように受けとめております。

中間報告の際にこの審議会でいただいたご意見、また市民からいただいたいろいろな提案をもとに、検討部会では二回にわたりまして最終報告に向けた議論を深めてまいりました。その結果、中間まとめに加筆修正いたしました。本日の答申(案)としてご報告いたします。

中間まとめにつきましては基本的に「賛同いただけたことから、大きく変えたところはございませんが、主な修正点をこれから説明いたしたいと思えます。

まず第一には、この海の森のコンセプトについての表現でございます。寄せられたご意見の中には、賛同者を引きつける言葉が欲しいといった趣旨のものがございました。検討部会ではこれまで、海の森が目指すものは何か、それから海の森に期待するものは何かといったことを相当議論して中間まとめを行ったのでございますけれども、ご意見を受けて、そういったことは伝わらなかったと判断いたしました。

そこで構想の柱になるものをもっと明確に表現するために、基本的な考え方の冒頭に、これまでの議論の成果をひとくりにして海の森が目指すものを記載し、「海を活かし森をつくり人を育てる」と、海の森を強くアピールすることにいたしました。

二つ目は、リサイクルの視点に関しまして、リサイクルだけではなく、再使用やごみを抑制する考え方、自然エネルギーの活用などを含めた広い概念を取り入れるべきではないかという議論から、持続可能な循環型社会への対応を海の森(仮称)が目指すものに記述し、四つの視点の一つである「リサイクル」を「リサイクルから進める」に改め、内容も加筆修正いたしました。

した。

三つ目は、海とのかかわり方が少ないのではないかとこの意見をいただき、計画条件への対応方針を記述しているところに海とのかかわりについて新たに項を立て、まとめて記述いたしました。

四つ目は、一人でも気軽に参加しやすいものにしてほしいという趣旨のご意見がございましたので、その趣旨で明確に記述いたしました。さらに、支援のための仕組みとして友の会というものを考えておりましたが、支援する場合にも会員にならなければいけないように受けとめられているのではないかと考えまして、支援していただく方々をサポートと表現することに変更いたしました。

そのほかに、いただいたご意見を十分に検討いたしましたして加筆修正を行うとともに、全体的に文章表現や図をより一層わかりやすくするなど修正を行っております。

一昨年の十二月に検討部会を発足させて以来、十四カ月、八回にわたりまして検討部会を開催してまいりました。この間、部会の各委員の皆様には、非常にお忙しい中、時間をやりくりしていただきまして、部会にご出席いただきました。それもこの海の森（仮称）に寄せられる各委員の皆様の熱い思いがあればこそ思っております。その思いをこの答申（案）に十分に反映させることができたのではないかと、そのように考えております。

この海の森の事業は、東京の新しいシンボルとして、また未来の子供たちへの大きな贈り物として、都民とともに三十年をかけてつくっていく、まさに歴史的な事業で、その構想策定に携わることができましたことは、私ども各委員にとりましても望外の喜びであると思っております。

平成十三年度の海上公園審議会が今後の海上公園のあり方を

検討していた際のアンケートで、中央防波堤内側につくる公園のあり方として最も囑望されていたものが、次世代に引き継ぐ大きな森林公園でしたが、ここに都民の希望と委員の思いが一つになって構想案として形をなしたことに、ひととき感慨を覚えております。

今後東京都では、行政計画の策定という次のステップに移り、いろいろな方面からのいろいろな要望が寄せられてくるかと思えます。行政としてはそういう声にも耳を傾けることは必要なことと思いますが、その際には、この海の森では、大きな緑のかたまりができることを皆が期待していること、それを尊重すべきであって、未来の子供たちに贈る大きな森をつくっていくという確固たる姿勢をぜひ貫いていただきたいと願っています。

さらに、この構想の実現に向けた早期の取り組みを、あわせてお願いしたいと思えます。

これまで検討部会の各委員の皆様には、部会での熱心な審議はもとより、部会の場を離れましても大変ご協力をいただいてまいりました。このことを申し添えまして、私からのご報告とさせていただきます。

詳細につきましては事務局のほうからご説明をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

。鈴木臨海開発部長 それでは事務局よりご説明を申し上げます。

資料5と資料5 2が答申（案）の概要と概要説明図、資料5 3が答申（案）でございます。

答申（案）の構成について、まずご説明を申し上げます。資料5 3をお開きいただきたいと存じます。

「はじめに」で答申までの経緯について述べております。次に目次でございますが、第一章で海の森の位置づけを記載しております。

第二章では、構想の基本的な考え方をまとめております。一に海の森が目指すものを、今回記載いたしました。これを受ける形で、次に、三つの基本的な考え方と四つの視点を記述いたしました。海の森のコンセプトを示しております。

第三章では、整備構想といたしまして、計画地の周辺の条件から課題と対応方針を検討し、構想図を描くためのゾーニングを行っております。いわゆるハード面をまとめております。

第四章では、都民、企業、NPO等と協働いたしまして事業を進めるための考え方、いわゆるソフト面の考え方をまとめております。協働による事業の基本的な方向として、目的と原則を示し、その上での協働の仕組み、環境教育や人材育成を進める（仮称）海の森楽校、さらに海の森の事業に参加や支援をいただくための方策等についてまとめております。

第五章では、長期にわたる海の森事業をハードとソフトを一体化して進めるための考え方と、その結果としてでき上がる海の森の完成予想図をお示ししております。

最後に参考資料をまとめております。

全体の構成は以上ようになっております。

それでは資料5、3で内容をご説明いたします。資料5と資料5、2をあわせてご覧いただければと存じます。

まず一ページをお開きください。海の森の位置・概況でございます。二ページは、海の森にかかわる上位計画等の一覧。三ページは、東京の臨海部における水と緑のネットワーク図で、計画地が主要な拠点として位置づけされております。

四ページをお開き願います。今回、構想の基本的な考え方で、海の森が目指すものを新たに記載いたしました。少々長くなりますがこの部分につきましては読み上げさせていただきます。

「一 海の森（仮称）がめざすもの。」

東京の都心域を地図で見ると、上空から見ると、密集する市

街地と、その中に緑の島のように浮かぶ皇居から代々木に連なる森が見える。それは、東京の歴史の中で残された森であり、また、先人たちの思いによってつくられた森であり、今日の東京に伝えられ貴重な自然環境をもたらしている。既成市街地においては、今後このような緑地を得ることは困難であろう。

海の森（仮称）をこつした森と同様に、将来の東京が誇るここのできる空間にするため、また、未来の子どもたちに贈るべき貴重な緑の公園にするためには、どのような公園にすべきであるかが。

今日の東京では、ヒートアイランド現象など環境問題や青少年の心の荒廃に起因する社会問題が起きている。また、限りある資源の大量消費、大量廃棄に対して、循環型社会への取組を通して持続可能な社会への転換が急がれている。海の森（仮称）の事業が、単なる公園づくりにとどまらず、こつした問題にも対応したものであることが求められる。

計画地は、社会の営みによつて海を埋め立てて生まれた土地であり、これを有効に利用することが必要である。この土地を自然や地球に返すために、また、自然の恵みを得るために使うことにより、都市部の問題を解決する一助になるのではないか。

これまでの市街地にある公園の多くは、いろいろな要望を取り入れた結果、スポーツ施設をはじめいろいろな施設がつけられてきたが、環境や景観などの視点からは、緑の量や質が必ずしも十分ではなかった。海の森（仮称）では、森を中心とした公園として、自然や緑そのものに親しみ、楽しむ、そついった個性的な公園づくりを目指すべきであると考えている。

そのため、海の森（仮称）においては、自然環境の再生を進める取組と、子どもたちをはじめ、幅広い都民が世代を超えて海の森（仮称）づくりに参加し、自然を育み、自然にふれることができるよう公園づくりを進める。

海の森（仮称）は、周囲の海を活かし、海と一体となった森づくりを行っていく。皆でドングリをはじめ木の实から苗木をつくり、植えて、育てていく。森を育てながら、海辺の生物の回復にも取り組む。その繰り返しによって、多くの人が海の森（仮称）にかかわりを持つてくる。そのためのしくみも考えていく必要がある。

海の森（仮称）にもたらされる雨や風、太陽などを資源としてとらえ、最大限に活用して、持続可能な社会の実現に向けた取組も行う。

こうした取組のプロセスを実際に肌で感じながら、大人も子どもも環境や自然、そして、社会とのかかわりを学ぶことができる。

このように、海の森（仮称）づくりは、「海を活かし、森をつくり、人を育てる」事業であるといえる。

海の森（仮称）に降った雨水を池に溜め、小川に流して海に注げば、東京湾の最も近い源流となる。そして、海の森（仮称）は、かつての江戸湊の豊かな海を取り戻す大きな源流となるだけでなく、二十一世紀の社会のあり方を示す一つの源流にもなっていく。

それは、海の森（仮称）を共につくり育てることを通し、人々の心に種をまき、共感する人々の輪を広げ、参加者が海の森（仮称）と共に成長していくというプロセスを、長期にわたって持続していくしくみを持つことで可能となる。

海の森（仮称）がこうした大きな源流になることを目指し、構想の考え方を以下のように整理した。

といたしまして、以下、「『自然環境の再生』の取り組みを進める」「『活気ある個性的な公園』づくりを進める」「『新しい事業手法の展開』による公園づくりを進める」の三点を基本的な考え方としてお示ししております。

『『自然環境の再生』の取り組みを進める』では、広域的な水と緑のネットワークの拠点として、周囲の海を生かしながら、多様な生き物が息づく森をはじめとした自然環境の再生に取り組むとしております。

『『活気ある個性的な公園』づくり』では、個性化を図って多くの利用者が訪れる公園づくりを進めるとともに、自然との触れ合いや季節感の演出により、安らぎ感、くつろぎ感を提供してまいります。また前回の審議で、安全性、セキュリティについてご意見をいただきましたので、安心して利用し参加するためには安全性の確保も重要であると加筆し、安全性の確保についての認識をお示しいたしました。

『『新しい事業手法の展開』による公園づくり』では、都民や企業の社会参加・社会貢献への意欲の高まりを背景に、海の森を都民・企業の社会参加・社会的貢献の場と位置づけ、多様な参加形態を展開するとともに、協働による事業の仕組みづくりを行うていくとしております。

六ページでは、四つの視点をお示ししております。一番目の「リサイクルから進める」は、公募意見を踏まえまして、リサイクルにとどまらず、持続可能な社会の実現に向け、自然エネルギーの活用などに取り組む姿勢を加えております。「自然環境を学ぶ」「ランドマークを形成する」「時間をかけて段階的に整備する」の三点につきましては、一部記述をわかりやすく改めております。

八ページからは、海の森の整備構想を取りまとめた「ごいます。計画地の空間の条件をお示しし、十三ページからは、こうした条件にどのように対応していくかを記載しております。

中間のまとめでは、森と海のかかわり、海を生かした利用、かつての美しい海辺の漁村の再現など、海にかかわる「意見がいろいろとございましたので、十六ページに海とのかかわりの

項目を起こしまして、ここにまとめて記述をしてございます。

雨水をためてつくる池から海に至る一連の水系の形成、埋立護岸の内外に、汽水池、浅場、磯浜、親水護岸をつくりまして、多様な生物が生息できる環境を整えるとともに、親水機能を高め、また安全を確保しながら、海に親しむスポーツなど海域のレクリエーション利用も検討していくこととしております。

十七ページからはゾーニングを検討してございますが、ここにつきましては特に変更はございませんが、二十ページからの各ゾーンのイメージを、中間のまとめでは既存施設の写真によりましてお示ししてございましたが、海の森の各ゾーンのイメージをより明確にお伝えするためにスケッチに差しかえております。

二十七ページからは、ゾーニングによる各区域につきまして機能、利用、生き物、植生のそれぞれの特性を大まかに区分した図でございます。

三十一ページからは、都民、企業、NPOなどの協働による事業手法の考え方をまとめております。海の森は市街地から離れて住民がいないこと、東京都を代表する大規模な公園になることなどから、協働活動を行うには地域を越えてより広範な都民、企業、NPO等の参加を求めていく必要があると考えております。

次に、協働の事業を進めるための目的と原則を示しております。中間のまとめからの変更はございません。

次に、こうした協働活動を行うための組織についてまとめております。三十四ページでは、参加者で構成するグループ連絡会と呼ぶ協働活動組織と東京都とが海の森事業を進めていくパートナーとしてのそれぞれの役割を示しております。しかし、こうしたグループ連絡会が最初からつくられることは困難であると考えられますので、段階的に組織づくりを行っていく道筋

を三十五ページに例としてお示しております。

こうした組織を形成していくためには十分なスキルを持ったコーディネーターが必要であることと、その役割について、三十七ページに記述がございます。

三十八ページをお開き願いたいと存じます。海の森そのものがフィールドミュージアムであると考えることができ、ここを舞台に小・中学校と連携した環境学習を展開することが考えられます。環境学習の利用者やボランティア参加者に対し、知識やルールを正しく教え伝えるスタッフをはじめ協働活動のリーダーやコーディネーターなど、技術、技能を持った人材を育成することも協働事業を継続させていくためには必要なことであるとしております。そのため、環境学習や人材育成を総合的に展開するために、「海の森楽校」を設けていくこととしております。

次に、海の森協働活動に多くの参加者や支援を得るための方策につきまして、三十九ページから四十二ページにかけて記述をしております。海の森の統一したイメージづくり、海の森の協働事業の健全性や信頼性のアピール、マスコミやインターネットを活用したPR活動、参加や支援の意向を受け入れるための方策について記載をしております。

中間のまとめでは、海の森友の会という提案をしておりますが、会員にならないと参加や支援ができないというように受けとめられかねないといった議論がございます。海の森に支援という形で参加いただけように、サポーターという名称に改めております。また、参加の意向を持った方々の参加のきっかけをつくるため、それぞれのニーズや参加レベルに応じた活動メニューの用意、イベントの開催などを行うこととしております。また、寄付や資機材の受け入れのほか、多様な資金等の確保策を展開することとしております。

四十二ページからは、海の森の事業の進め方をまとめております。事業期間をおおむね三十年程度と想定する長期的な事業を段階的に進め、整備の当初から協働活動が始められ、整備されたところから順次利用に供し、また後年度整備予定区域を整備するまでの間も有効に活用していくなど、整備・維持・利用・運営などさまざまな事業が相互に関連して進められていくことになります。

そのため、土地や資金などの限られた資源を有効に活用して、より良い事業展開がなされるよう、整備・維持・利用・運営などそれぞれの場面で、都民・企業・NPO等との協働の手法を取り入れて、経営的な発想で総合的に管理をし、長期的に継続していくこととしております。これを海の森事業におけるパークマネジメントとしております。このイメージ図を修正いたしまして、四十四ページにお示ししております。

四十五ページは、十年程度で区切った、各段階における整備・維持・利用・運営の進め方を例としてお示ししております。

四十六ページ、四十七ページに、海の森の構想平面図と鳥瞰図をお示しております。水生生物の生育環境の保全や、航路における安全確保などの観点から、棧橋の位置の変更、水域におけるレクリエーションの表現の修正など、中間のまとめで示した図面に若干の修正を行っておりますが、大きな変更はございません。

図面の次からは参考資料となります。

五十六ページからは、中間のまとめに寄せられたパブリックコメントの概要をまとめてございます。意見公募につきましては、日刊紙各紙に取り上げていただいたほか、「広報東京都」、東京都のホームページなどで一般意見を募集しましたほか、東京都のインターネットを利用したeモニターへのアンケートにより行い、約一カ月の募集期間に二百四十九名の方から意見が

寄せられました。

寄せられた意見を整理しましたところ、eモニターに対するキヤッチコピーを除きまして、意見提案の総数は約八百件にもなりました。これらのご意見、ご提案を、この構想で生かせるものは生かしましたが、そのほかにつきましては、今後の計画や実施段階で参考にしていただくもの、また、この海の森では対応できないものなどに整理をさせていただきました。

六十五ページ以降は、この構想の諮問文、諮問説明書、審議会委員名簿、検討部会委員名簿、構想策定の審議経過となっております。

以上、海の森（仮称）構想答申（案）につきまして、説明を終わらせていただきます。

。渡邊会長 どうもありがとうございました。

ただいまの最終報告案の作成に当たりまして、福岡部会長並びに当部会委員の皆様には、大変ご努力、お手間をかけたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまの報告につきまして、皆様方からご意見・ご質問をお伺いいたします。いかがでしょうか。

。柿沢委員 せっかくですからという程度なのであれなんですけども、大変理想的なことが、またしかも非常に細かくこの答申案には書かれてございまして、それを一つ一つ大変もつともで結構なことだと思っておりますけれども、一つ思うのは、八十八ヘクタールという海の森の広さでこうした理想的な事柄が本当に達成できるんだらうかと。何か無尽蔵な広い空間に森をつくり上げて、まさに自然の森林のようなうっそうとした空間がここにでき上がるようなイメージが広まっているような気がするんですけれども、そうしたことをやるに当たって八十八ヘクタールというのは大して広くないんじゃないかなという感じがするんです。

しかも東京という大変人口の多い都市の真ん中にこうしたものをつくる、これだけ大きく期待をされ、また多分オープンの際には注目もされるということになると、どちらかというとじやんじやん人が来てしまつて、この中のイメージ図にも結構人がいっぱいいるのが書いてあるんですけれども、何となく森というイメージからだんだんかけ離れてくるようなものになってしまうんじゃないかといういささかの懸念を抱くんですけれども。

このエリアをまずやるわけですけども、これから中央防波堤の外側、新海面と、何十年というスパンでこみで埋め立てられて東京で陸地はできていくわけで、そういう意味ではここをつくり上げてそれで終わりということではなくて、場合によってはこの海の森という発想をこのエリア一帯に広げていくような考え方が先々あつてもいいのかなというのが、私の印象としてあります。そうしたこと、これから先の考えとしてぜひお持ちいただきたい。そのぐらい壮大なことをやらないと海の森とここに書いてあるようなすばらしいものにはならないんじゃないかなという気が何となくしまして、ちょっとあえて申し上げさせていただきます。

以上です。

○渡邊会長 それじゃ、ただいまの柿沢委員のご意見に対しまして、福島部会長から。

○福島委員 ご指摘のようになん十八ヘクタールが果たして広いかどうか、十分にいろいろな形のものができるかどうか、ご懸念のこともあるかと思いますが、私も部会で議論しましたのは、この百年を考えてみてこれほど大きい面積で森をつくることはないであろうということから、この中にいかに機能を持たせるかということを中心に考えてまいりました。

お手元に資料5、2がございますが、構想図をこちらになつ

ていただくとわかりますけれども、確かに欲を言えば切りがなくて、この十八ヘクタールでどういつふうに考えていくか、部会の中ではその周囲の海岸線も、当然浅場も、全部そういうふうな公園として認識するということがあっていいんじゃないかという議論はもちろんございました。

それで現実にその十八ヘクタールを狭いかどうかということとは別として、機能分担をさせたというのが一つでございます。真ん中のところに人が比較的集える場所。それからその右側に「ふれあいの林」というのがございますが、これは人が利用はするけども、頻繁に利用するところではなくて、いわば散策する。それから「観察と保全の森」というのは、これはほんとうにもつと自然のほつが主体になるような森にするという機能分担をさせているというのがまず中央部でございます。

それから周囲にしましては、これは基本的には人が利用しない、要するに緑のかたまりとして維持していく。ここはご案内のようになん非常に潮風の強いところでございますし、また土地の条件も決してよくはございません。そういうことから時間をかけてしっかりと強い木を育てていくという形で、まず三十年ということを計画してございます。

面積としては、近隣の公園が大変小さい公園が多いんですけども、この中で比べますと十八ヘクタールというのは大変大きいという見方もできようかと思います。

それからこのことに関して、将来海の森のような構想をぜひ今後にもつなげていく必要があるんじゃないかというご提案は私も委員のご発言に全くもって同感でございます。今後、こういうふうな海の森をつくる形でさまざまなことを検討してまいりましたけれども、やはりこつこつ形のものをもつと展開して東京都全域に広がっていくぐらいの意気込みがあつてもよろしいのではないかという意味のスタートの構想かと位置づけたいと

思います。

以上でございます。

。渡邊会長 ほかにご意見は。

。三村委員 非常に今まで、東京にありますと自然が壊れていくというのは当たり前だと思い込んでしまつて、逆に言えばこういう構想ができるんだらうとか、例えば空き地があればスポーツ施設とか、あるいはこういったアメニティーのエンターテインメントの施設とかというのをつくるというのが普通であると考えてきた側からしますと、ほんとつにこつというプログラムをおつくりになつたこと自身は非常に大きな転換であると評価したいと思います。

それから先ほどの意見とも若干関連するんですが、森自身が一ツクローズな閉鎖された空間であつて、そこだけでこつというプログラムがある、事業があるというのではなくて、これが先ほどの発信拠点であるとか、あるいはこれが活動拠点であるということ是非常に大きく打ち出していくというのがいいのではないかという感じがいたします。

それから先ほど、文章の中にもその考え方が幾つか出ていたと考えているんですが、東京における水のネットワークとか水系を回復していくんだと考えますと、神田川とか隅田川もおそらく関係してくるんだらうとか、いろいろ広がりが出てきますと、おそらく都民に対するインパクトとか、あるいはいろいろな発信性というのは変わってくると思いますので、これが一つの公園計画ではないということ、ある意味では明確にいろいろな形でコミュニケーションされるのが重要ではないかという感じがいたしました。

それから一つだけ、これはいい考え方を入れてらっしゃるなと思ひましたのは、四十ページに海の森ブランドという概念をもつて、これは普通のいわゆる製品のブランドではなくて、ま

さに心を一つにすると、アイデンティティーとか、考え方が非常に明確であるということを含めたブランドという概念をここに入れていらつしやいますので、まさにこれをブランドとして訴えていくという考え方は、全体を、これからいろいろな活動とかプログラムを遂行されていく上で大事にされているのではないかという感じがいたします。

。渡邊会長 ありがとうございました。ほかにありませんか。なければちよつと私のほうからも一言。

この資料5-3に『中央防波堤内側 海の森(仮称)構想』とありますけど、最初は下側の「海を活かし 森をつくり人を育てる」というのが入っていなかったんですけど、ここへ入れていただいて、やっぱり最初からこの海の森というのはこういうコンセプトで育てていくんだということを何かにつけ徹底していくということが必要だと思ふんです。ですからポスターをつくるのも何にしても、つまりこつというものの公園を三十年かけてつくっていくんだということをしつこく一体化して訴えかけていくということをやつていただきたいと思います。私自身も最初、三十年にまたがるこの構想を聞いたときに、ほんとうかいなという個人的印象を受けましたけど、こつやつてずつと計画を積み重ねていくうちに、ぜひこれは実現させていただきたいと。

先日、この間も日曜日に水沢に行つてまいりまして、あそこはご承知のように後藤新平さんの生まれた出身地でございますけれど、彼が震災後の大東京に対していかに大きな都市構想を持つていたかと。しかしご承知のように政府の財政難ということとつぶれまして、予算がどんどん削減されて今の昭和道路が残つたという程度でしかありませんでしたけど、物の考え方を拝見すると非常にやつぱりすばらしい構想だったなということ、つい日曜日も感じてまいりました。

特にこの二月で京都議定書というものに一応日本も取り組むということになりまして、環境に対する関心というものはこれからまた新しい時代に入っていくわけでございますので、何とかひとつ、ごみを捨てた島がああいう美しい一つの東京のシンボルになり、それがまた子供たちの環境、自然に対する関心を呼ぶという、それを見た外国の人たちが日本というのはこういう国なんだということをご理解できるように、ただお金を使っただけではなくて、都民のいろいろな知恵の参画をいわばいただいで、実現をぜひここでしていただきたいと思えます。ほかに、よろしくございますが、それではこの問題についてお諮りしたいと思えます。

中央防波堤内側海の森構想につきましては、海の森検討部会の最終報告を当審議会の答申としてよろしくございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊会長　ありがとうございます。それではこの最終報告を当審議会の答申とさせていただきます。

答 申

○渡邊会長　会長の私から答申書を局長にお渡ししたいと思えますので、先に会長として発言させていただきます。

本日の答申は平成十五年十一月に開催された港湾審議会におきまして、東京の水と緑のネットワークの拠点となる中央防波堤内側海の森構想を示してほしいとの諮問に對しまして、私どもの考え方を示したものでございます。

検討に当たりましては、海の森の計画地がごみで埋め立てられた場所であること、周りが海で囲まれているため植物にとつ

て厳しい環境にあることなど特殊な条件を考慮し、現場の実態に即した地に足のついた議論となるよう心がけてまいりました。その上で自然環境の再生や、東京の新たなシンボルとなるような公園のあり方、さらに都民や企業の参加によりまして新しい事業の進め方を中心に検討を重ねてまいりました。

とりわけ海の森が目指すものにつきましては委員の間でも最も議論の多かった分野でございますが、区部最大級の公園をどのように育て、どのような森にしたいかを、「海を活かし、森をつくり、人を育てる」という表現で記述させていただきました。

また新たな事業手法の展開につきましても、都民、企業の参加によつて経営的な発想で事業を進めていくことの必要性を示しまして、できるだけ多くの都民、企業の参加を得るための方策についても提言しております。

検討に当たられた福岡部会長ほか、当部会委員の皆様のご努力に改めて敬意を表したいと存じます。そして提言の実現に向けては、都の皆さんの一層のご努力をお願いいたします。

それでは答申書をお渡しいたします。
それではどうぞよろしく。

（渡邊会長から成田局長へ答申書手交）

東京都港湾局長挨拶

○渡邊会長　それではここで局長からご挨拶をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いたします。

○成田港湾局長　港湾局長の成田でございます。ただいま渡邊会長から、中央防波堤内側海の森構想につきまして、答申をちょうだいいたしました。

渡邊会長、また福岡部会長をはじめ委員の皆様方には、一年

二カ月の長きにわたり、大変お忙しい中、熱心にご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様ご案内のように、海の森の計画地であります中央防波堤内側埋立地でございますが、一般廃棄物で埋め立てられましたごみの島でございますが、今回の答申を踏まえまして、このごみの島を約八十八ヘクタールという区部で最大級の森につくり上げていきたいと考えております。しかも従来の公園整備とは異なりまして、苗木づくりの段階から広く都民、あるいは企業の皆様の参画をいただき、また三十年という時間をかけて森を育てていきたいと、かように考えております。

先ほどの海の森が目指すものの中でも触れられておりましたが、現在過密な都市部におきましては、ヒートアイランド現象などの環境問題、あるいは青少年の心の荒廃に起因する社会問題が顕在化しているところでございます。海の森を育てていくこの取り組みが、景観や環境だけでなく、人々の心に潤いをもたらすものでもあります。今回の海の森構想の実現、すなわちごみの埋め立てられた土地を時間をかけて自然あふれる森にしていく新たな取り組みが、まさにこのような都市の問題を解決する一助になればと期待しておりますし、また確信しているところでございます。

潤いと風格のある都市づくりの一環といたしまして、また二十一世紀の東京の新しいシンボルとするために、都といたしましては海の森の整備を重点事業に位置づけまして、着実に推進してまいりたいと考えております。

ご列席の皆様方にはこれまでのご尽力に対し重ねて御礼を申し上げますとともに、この海の森を未来の子供たちに対しての私たちがからの大きな贈り物——先ほど会長から、後藤新平さんが昭和通りであるとか、あるいは隅田公園であるとか、今日の東京都の都市にとって必要なインフラを私たちに残してくれた

わけでございますが、私どもはこの海の森を将来の子供たちにそういう大きな贈り物としてぜひとも残していきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの御礼のご挨拶とさせていただきますと思います。本当にどうもありがとうございます。

。渡邊会長 どうもありがとうございます。

それでは最後に次回の予定を確認しておきたいと思っております、事務局からお願い申し上げます。

。浜企画課長 次回の予定でございますが、現在改訂作業を進めております東京港第七次改訂港湾計画につきまして、中間報告をさせていただきますと考えております。

まだ日時は未定でございますので、開催日など詳しいことが決まり次第ご案内申し上げたいと存じますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

。渡邊会長 それでは、本日は長時間にわたり、ご出席の皆様にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会 （午後二時四十分）